

函 福 監  
平成30年4月1日

社会福祉法人理事長  
各 社会福祉施設施設長 様  
サービス事業代表者

函館市保健福祉部指導監査課長  
(公印省略)

「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」および「社会福祉施設等における感染症等発生時の報告等事務取扱要領」の一部改正について（通知）

貴職におかれましては、日頃より社会福祉事業の適正な運営にご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、社会福祉施設等における事故や不祥事、感染症等の発生時の報告については、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」および「社会福祉施設等における感染症等発生時の報告等事務取扱要領」により取り扱うものとしてきたところですが、要領の一部を改正し、平成30年4月1日から適用することとしましたので、今後は、これに基づき報告をいただきますようお願いいたします。

報告書様式等については、保健福祉部指導監査課ホームページに掲載してありますので、ダウンロードして作成いただきますようお願いいたします。

・「社会福祉施設等における事故・感染症の報告について」

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2015060400033/>

なお、複数事業を運営している事業者については、代表して通知しておりますので、各事業所への周知をお願いします。

保健福祉部指導監査課	
法人担当	21-3262
高齢者担当	21-3926
障害等担当	21-3925

### 社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領 新旧対照表

改正前	改正後	摘要																																																																																														
<p style="text-align: center;">社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領</p> <p>1～5 (略)</p> <p>別表 事故報告の対象施設・事業所および報告先(担当課)</p> <p>1. 老人福祉法, 介護保険法関係施設等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">対象施設・事業所</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">報告先(担当課)</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">保健福祉部 指導監査課</th> <th style="width: 10%;">高齢福祉課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">老人福祉法</td> <td style="text-align: center;">介護保険法</td> <td style="text-align: center;">高齢者担当 <small>高齢者・介護総合相談窓口</small></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> <td>短期入所療養介護</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>介護予防短期入所療養介護</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>福祉用具貸与</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>介護予防福祉用具貸与</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>特定福祉用具販売</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>特定介護予防福祉用具販売</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>居宅療養管理指導</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>介護予防居宅療養管理指導</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>介護予防支援</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>介護療養型医療施設</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>(追加)</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定施設入居者生活介護</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>介護予防特定施設入居者生活介護</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>地域密着型特定施設入居者生活介護</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象施設・事業所	報告先(担当課)		保健福祉部 指導監査課	高齢福祉課	老人福祉法	介護保険法	高齢者担当 <small>高齢者・介護総合相談窓口</small>	(略)			(略)	短期入所療養介護	○	介護予防短期入所療養介護	○	福祉用具貸与	○	介護予防福祉用具貸与	○	特定福祉用具販売	○	特定介護予防福祉用具販売	○	居宅療養管理指導	○	介護予防居宅療養管理指導	○	居宅介護支援	○	介護予防支援	○	介護老人保健施設	○	介護療養型医療施設	○	<b>(追加)</b>		特定施設入居者生活介護	○	介護予防特定施設入居者生活介護	○	地域密着型特定施設入居者生活介護	○	(略)			<p style="text-align: center;">社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領</p> <p>1～5 (略) ※本文に変更なし</p> <p><b>附 則</b> <b><u>この要領は、平成30年4月1日から施行する。</u></b></p> <p>別表 事故報告の対象施設・事業所および報告先(担当課)</p> <p>1. 老人福祉法, 介護保険法関係施設等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">対象施設・事業所</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">報告先(担当課)</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">保健福祉部 指導監査課</th> <th style="width: 10%;">高齢福祉課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">老人福祉法</td> <td style="text-align: center;">介護保険法</td> <td style="text-align: center;">高齢者担当 <small>高齢者・介護総合相談窓口</small></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="13" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> <td>短期入所療養介護</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>介護予防短期入所療養介護</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>福祉用具貸与</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>介護予防福祉用具貸与</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>特定福祉用具販売</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>特定介護予防福祉用具販売</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>居宅療養管理指導</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>介護予防居宅療養管理指導</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>介護予防支援</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>介護療養型医療施設</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>介護医療院</b></td> <td style="text-align: center;"><b>○</b></td> </tr> <tr> <td>特定施設入居者生活介護</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>介護予防特定施設入居者生活介護</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>地域密着型特定施設入居者生活介護</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象施設・事業所	報告先(担当課)		保健福祉部 指導監査課	高齢福祉課	老人福祉法	介護保険法	高齢者担当 <small>高齢者・介護総合相談窓口</small>	(略)			(略)	短期入所療養介護	○	介護予防短期入所療養介護	○	福祉用具貸与	○	介護予防福祉用具貸与	○	特定福祉用具販売	○	特定介護予防福祉用具販売	○	居宅療養管理指導	○	介護予防居宅療養管理指導	○	居宅介護支援	○	介護予防支援	○	介護老人保健施設	○	介護療養型医療施設	○	<b>介護医療院</b>	<b>○</b>	特定施設入居者生活介護	○	介護予防特定施設入居者生活介護	○	地域密着型特定施設入居者生活介護	○	(略)			<p>対象事業の追加</p>
対象施設・事業所		報告先(担当課)																																																																																														
	保健福祉部 指導監査課	高齢福祉課																																																																																														
老人福祉法	介護保険法	高齢者担当 <small>高齢者・介護総合相談窓口</small>																																																																																														
(略)																																																																																																
(略)	短期入所療養介護	○																																																																																														
	介護予防短期入所療養介護	○																																																																																														
	福祉用具貸与	○																																																																																														
	介護予防福祉用具貸与	○																																																																																														
	特定福祉用具販売	○																																																																																														
	特定介護予防福祉用具販売	○																																																																																														
	居宅療養管理指導	○																																																																																														
	介護予防居宅療養管理指導	○																																																																																														
	居宅介護支援	○																																																																																														
	介護予防支援	○																																																																																														
	介護老人保健施設	○																																																																																														
	介護療養型医療施設	○																																																																																														
	<b>(追加)</b>																																																																																															
特定施設入居者生活介護	○																																																																																															
介護予防特定施設入居者生活介護	○																																																																																															
地域密着型特定施設入居者生活介護	○																																																																																															
(略)																																																																																																
対象施設・事業所	報告先(担当課)																																																																																															
	保健福祉部 指導監査課	高齢福祉課																																																																																														
老人福祉法	介護保険法	高齢者担当 <small>高齢者・介護総合相談窓口</small>																																																																																														
(略)																																																																																																
(略)	短期入所療養介護	○																																																																																														
	介護予防短期入所療養介護	○																																																																																														
	福祉用具貸与	○																																																																																														
	介護予防福祉用具貸与	○																																																																																														
	特定福祉用具販売	○																																																																																														
	特定介護予防福祉用具販売	○																																																																																														
	居宅療養管理指導	○																																																																																														
	介護予防居宅療養管理指導	○																																																																																														
	居宅介護支援	○																																																																																														
	介護予防支援	○																																																																																														
	介護老人保健施設	○																																																																																														
	介護療養型医療施設	○																																																																																														
	<b>介護医療院</b>	<b>○</b>																																																																																														
特定施設入居者生活介護	○																																																																																															
介護予防特定施設入居者生活介護	○																																																																																															
地域密着型特定施設入居者生活介護	○																																																																																															
(略)																																																																																																

社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領 新旧対照表

改正前				改正後				摘要		
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係施設等				2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係施設等				機構改編に伴う担当課の修正  対象事業の追加		
対象施設・事業所		報告先(担当課)		対象施設・事業所		報告先(担当課)				
		保健福祉部				保健福祉部				
		指導監査課	障がい保健福祉課			指導監査課	障がい保健福祉課			
		障害等担当	社会参加・ 給付担当	精神保健 担当			障害等担当		社会参加・ 事業担当	相隣支援・精 神保健担当
事業所	居宅介護等	居宅介護	○		居宅介護等	居宅介護	○			
		重度訪問介護	○			重度訪問介護	○			
		行動援護	○			行動援護	○			
		同行援護	○			同行援護	○			
	重度障害者等包括支援		○		重度障害者等包括支援		○			
	療養介護		○		療養介護		○			
	生活介護		○		生活介護		○			
	自立訓練		○		自立訓練		○			
	就労移行支援		○		就労移行支援		○			
	就労継続支援(A型)		○		就労継続支援(A型)		○			
	就労継続支援(B型)		○		就労継続支援(B型)		○			
	短期入所		○		短期入所		○			
	共同生活援助		○		共同生活援助		○			
		(追加)					○			
一般相談支援		○		一般相談支援		○				
特定相談支援		○		特定相談支援		○				
施設	障害者支援施設		○		障害者支援施設		○			
	地域活動支援センター			○(精神障害者関係を除く)	○(精神障害者関係のみ)	地域活動支援センター			○(精神障害者関係を除く)	○(精神障害者関係のみ)
	福祉ホーム				○	福祉ホーム			○	
支援事業所 地域生活	移動支援			○(精神障害者関係を除く)	○(精神障害者関係のみ)	移動支援			○(精神障害者関係を除く)	○(精神障害者関係のみ)
	日中一時支援			○(精神障害者関係を除く)	○(精神障害者関係のみ)	日中一時支援			○(精神障害者関係を除く)	○(精神障害者関係のみ)
	訪問入浴			○		訪問入浴			○	



社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領 新旧対照表

改正前	改正後	摘要
<p>社会福祉施設等における感染症等発生時の報告等事務取扱要領</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 報告の対象, 方法</p> <p>(1) 対象施設・事業所 別表1のとおり</p> <p>(2) 対象疾病名 利用者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第6条に規定する<b>次のa～eの感染症またはf</b>に該当する場合。 このうち、<b>c～e</b>に該当する疾病名は別表2のとおり。 なお、a, bについては、発生またはその疑いがある場合に政令等で指定されるため、現在具体的な疾病名はない。 a 新感染症 b 指定感染症 c 一～四類感染症 d 五類感染症のうちの全数把握疾病</p> <p><b>e</b> 五類感染症のうちの定点把握疾病またはその疑いのある者が発生した場合 <b>f a～e</b>以外に有症者等が発生した場合</p> <p>(3) 感染者数等の要件</p> <p>ア (2)対象疾病名の<b>a～d</b>の場合 有症者等が発生した場合。</p> <p>イ (2)対象疾病名の<b>e, f</b>の場合 次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 同一の感染症もしくは食中毒による、またはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が発生した場合</p> <p>② 同一の感染症もしくは食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>③ ①および②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p>	<p>社会福祉施設等における感染症等発生時の報告等事務取扱要領</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 報告の対象, 方法</p> <p>(1) 対象施設・事業所 別表1のとおり</p> <p>(2) 対象疾病名 利用者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第6条に規定する<b>次のa～fの感染症またはg</b>に該当する場合。 このうち、<b>c～f</b>に該当する疾病名は別表2のとおり。 なお、a, bについては、発生またはその疑いがある場合に政令等で指定されるため、現在具体的な疾病名はない。 a 新感染症 b 指定感染症 c 一～四類感染症 d 五類感染症のうちの全数把握疾病 <b>e 新型インフルエンザ等感染症</b> <b>f</b> 五類感染症のうちの定点把握疾病またはその疑いのある者が発生した場合 <b>g a～f</b>以外に有症者等が発生した場合</p> <p>(3) 感染者数等の要件</p> <p>ア (2)対象疾病名の<b>a～e</b>の場合 有症者等が発生した場合。</p> <p>イ (2)対象疾病名の<b>f, g</b>の場合 次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 同一の感染症もしくは食中毒による、またはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が発生した場合</p> <p>② 同一の感染症もしくは食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>③ ①および②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p> <p><b>附 則</b> <u>この要領は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	

社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領 新旧対照表

改正前				改正後				摘要	
別表1 感染症等報告の対象施設・事業所, 報告先(担当課) 感染症等が発生した場合, 市立函館保健所保健予防課(感染症・難病担当)に報告するとともに, 下表の報告先(担当課)にも報告すること。				別表1 感染症等報告の対象施設・事業所, 報告先(担当課) 感染症等が発生した場合, 市立函館保健所保健予防課(感染症・難病担当)に報告するとともに, 下表の報告先(担当課)にも報告すること。				対象事業の追加	
1 老人福祉法, 介護保険法関係施設等				1 老人福祉法, 介護保険法関係施設等					
対象施設・事業所		報告先(担当課)		対象施設・事業所		報告先(担当課)		対象事業の追加	
		保健福祉部				保健福祉部			
		指導監査課	高齢福祉課			指導監査課	高齢福祉課		
老人福祉法	介護保険法	高齢者担当	高齢者・介護総合相談窓口	老人福祉法	介護保険法	高齢者担当	高齢者・介護総合相談窓口		
(略)				(略)					
/	短期入所療養介護		○	/	短期入所療養介護		○		
	介護予防短期入所療養介護		○		介護予防短期入所療養介護		○		
	介護老人保健施設		○		介護老人保健施設		○		
	介護療養型医療施設		○		介護療養型医療施設		○		
	<b>(追加)</b>				<b>介護医療院</b>		○		
/	特定施設入居者生活介護		○	/	特定施設入居者生活介護		○		
	介護予防特定施設入居者生活介護		○		介護予防特定施設入居者生活介護		○		
	地域密着型特定施設入居者生活介護		○		地域密着型特定施設入居者生活介護		○		
(略)				(略)					
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係施設等				2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係施設等				機構改編に伴う担当課の修正	
対象施設・事業所		報告先(担当課)		対象施設・事業所		報告先(担当課)			
		保健福祉部				保健福祉部			
		指導監査課	障がい保健福祉課			指導監査課	障がい保健福祉課		
		障害等担当	社会参加・給付担当	精神保健担当			障害等担当	社会参加・事業担当	相談支援・精神保健担当
事業所	療養介護		○	事業所	療養介護		○		
	生活介護		○		生活介護		○		
	自立訓練		○		自立訓練		○		
	就労移行支援		○		就労移行支援		○		
	就労継続支援(A型)		○		就労継続支援(A型)		○		
	就労継続支援(B型)		○		就労継続支援(B型)		○		
	短期入所		○		短期入所		○		
	共同生活援助		○		共同生活援助		○		
	<b>(追加)</b>				<b>就労定着支援</b>		○		
	<b>(追加)</b>				<b>自立生活援助</b>		○		
施設	一般相談支援事業所		○	施設	一般相談支援事業所		○		
	特定相談支援事業所		○		特定相談支援事業所		○		
	障害者支援施設		○		障害者支援施設		○		
施設	地域活動支援センター		○ (精神障害者関係を除く)	施設	地域活動支援センター		○ (精神障害者関係を除く)		
	福祉ホーム		○		福祉ホーム		○		
事業地域支城所援生	移動支援事業所		○	事業地域支城所援生	移動支援事業所		○		
	日中一時支援		○		日中一時支援		○		
対象事業の追加				対象事業の追加				対象事業の追加	
機構改編に伴う担当課の修正				機構改編に伴う担当課の修正					

社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領 新旧対照表

改正前					改正後					摘要		
3 児童福祉法関係施設等					3 児童福祉法関係施設等					機構改編に伴う担当課の修正		
対象施設		報告先(担当課)			対象施設		報告先(担当課)					
		保健福祉部		子ども未来部			保健福祉部		子ども未来部			
		指導監査課	障がい保健福祉課	子どもサービス課			子育て支援課	指導監査課	障がい保健福祉課		子どもサービス課	子育て支援課
		障害等担当	<b>社会参加・給付担当</b>	指導監査担当	母子児童担当			<b>給付管理担当</b>	指導監査担当		母子児童担当	
施設	保育所			○		施設	保育所				○	
	認定こども園			○			認定こども園				○	
	母子生活支援施設				○		母子生活支援施設					○
事業所	児童発達支援		○			事業所	児童発達支援		○			
	医療型児童発達支援		○				医療型児童発達支援		○			
	放課後等デイサービス		○				放課後等デイサービス		○			
	保育所等訪問支援		○				保育所等訪問支援		○			
	障害児相談支援	○					障害児相談支援	○				
4 生活保護法関係施設					4 生活保護法関係施設					機構改編に伴う担当課の修正		
対象施設		報告先(担当課)			対象施設		報告先(担当課)					
		保健福祉部指導監査課					保健福祉部指導監査課					
		<b>施設担当</b>					<b>法人担当</b>					
救護施設		○			救護施設		○					
5 報告先(担当課)電話・FAX番号					5 報告先(担当課)電話・FAX番号					機構改編に伴う担当課の追加および修正		
		報告先(担当課)		電話番号	FAX番号			報告先(担当課)			電話番号	FAX番号
市立函館保健所保健予防課(感染症・難病担当)				32-1539	32-1526	市立函館保健所保健予防課(感染症・難病担当)					32-1539	32-1526
<b>保健福祉部 指導監査課(施設担当)</b>				21-3262		<b>保健福祉部 指導監査課(法人担当)</b>					21-3262	
保健福祉部 指導監査課(高齢者担当)				21-3926	21-3928	保健福祉部 指導監査課(高齢者担当)					21-3926	21-3928
				21-3927							21-3927	
保健福祉部 指導監査課(障害等担当)				21-3925		保健福祉部 指導監査課(障害等担当)					21-3925	
<b>保健福祉部 地域福祉課(地域福祉担</b>				21-3293	26-4090	<b>保健福祉部 地域福祉課(地域福祉担</b>					21-3293	26-4090
<b>福祉推進担</b>				21-3022			<b>福祉推進担</b>				21-3022	
保健福祉部 高齢福祉課(高齢者・介護総合相談窓口)				21-3025	26-5936	保健福祉部 高齢福祉課(高齢者・介護総合相談窓口)					21-3025	26-5936
保健福祉部 障がい保健福祉課( <b>社会参加・給付担当</b> )				21-3263		保健福祉部 障がい保健福祉課( <b>社会参加・事業担当</b> )					21-3263	
					27-2770	保健福祉部 障がい保健福祉課( <b>給付管理担当</b> )					<del>21-3254</del>	27-2770
							保健福祉部 障がい保健福祉課( <b>相談支援・精神保健担当</b> )				21-3077	
保健福祉部 障がい保健福祉課( <b>精神保健担当</b> )				21-3077		保健福祉部 障がい保健福祉課( <b>相談支援・精神保健担当</b> )				21-3077		
子ども未来部 子どもサービス課(指導監査担当)				21-3059	22-2340	子ども未来部 子どもサービス課(指導監査担当)				21-3059	22-2340	
子ども未来部 子育て支援課(母子児童担当)				21-3273	27-6262	子ども未来部 子育て支援課(母子児童)				21-3273	27-6262	

社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領 新旧対照表

改正前	改正後	摘要																																																								
<p>別表2 感染症等報告の対象疾病</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">感染症の類型および疾病名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一類 (7疾病)</td> <td>・エボラ出血熱 ・南米出血熱 ・ラッサ熱</td> <td>・クリミア・コンゴ出血熱 ・ペスト</td> <td>・痘そう ・マールブルグ病</td> </tr> <tr> <td>二類 (7疾病)</td> <td>・急性灰白髄炎 ・重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) ・中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) ・鳥インフルエンザ(H5N1)</td> <td>・結核 ・鳥インフルエンザ(H7N9)</td> <td>・ジフテリア</td> </tr> <tr> <td>三類 (5疾病)</td> <td>・コレラ ・腸チフス</td> <td>・細菌性赤痢 ・バラチフス</td> <td>・腸管出血性大腸菌感染症</td> </tr> <tr> <td>四類 (44疾病)</td> <td>・E型肝炎 ・A型肝炎 ・オウム病 ・キャサスル森林病 ・コクシジオイデス症 ・重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。) ・腎症候性出血熱 ・炭疽 ・デング熱 ・鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9を除く。) ・日本紅斑熱 ・Bウイルス病 ・ベネズエラウマ脳炎 ・ボツリヌス症 ・ライム病 ・類鼻疽 ・ロッキー山紅斑熱</td> <td>・ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。) ・エキノコックス症 ・オムスク出血熱 ・Q熱 ・サル痘 ・西部ウマ脳炎 ・チクングニア熱 ・東部ウマ脳炎 ・ニパウイルス感染症 ・ハンタウイルス肺炎候群 ・ブルセラ症 ・発しんチフス ・野兎病 ・リフトバレー熱 ・レプトスピラ症</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五類 ・全数把握疾病 <b>(22疾病)</b></td> <td>・アメーバ赤痢 ・カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 ・急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎およびリフトバレー熱を除く。) ・クリプトスポリジウム症 ・後天性免疫不全症候群 ・侵襲性髄膜炎菌感染症 ・水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。) ・梅毒 ・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・風しん ・薬剤耐性アシネトバクター感染症</td> <td>・ウイルス性肝炎(E型肝炎およびA型肝炎を除く。) ・劇型溶血性レンサ球菌感染症 ・侵襲性インフルエンザ菌感染症 ・先天性風しん症候群 ・破傷風 ・バンコマイシン耐性腸球菌感染症 ・麻しん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五類 ・定点把握疾病 <b>(25疾病)</b></td> <td>・インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。) ・咽頭結膜熱 ・水痘 ・突発性発しん ・流行性耳下腺炎 ・性器クラミジア感染症 ・淋菌感染症 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌, 髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症</td> <td>・RSウイルス感染症 ・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ・伝染性紅斑 ・ヘルパンギーナ ・急性出血性結膜炎 ・流行性角結膜炎 ・性器ヘルペスウイルス感染症 ・尖圭コンジローマ ・無菌性髄膜炎 ・無菌性髄膜炎 ・髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。) ・マイコプラズマ肺炎 ・薬剤耐性緑膿菌感染症</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	感染症の類型および疾病名				一類 (7疾病)	・エボラ出血熱 ・南米出血熱 ・ラッサ熱	・クリミア・コンゴ出血熱 ・ペスト	・痘そう ・マールブルグ病	二類 (7疾病)	・急性灰白髄炎 ・重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) ・中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) ・鳥インフルエンザ(H5N1)	・結核 ・鳥インフルエンザ(H7N9)	・ジフテリア	三類 (5疾病)	・コレラ ・腸チフス	・細菌性赤痢 ・バラチフス	・腸管出血性大腸菌感染症	四類 (44疾病)	・E型肝炎 ・A型肝炎 ・オウム病 ・キャサスル森林病 ・コクシジオイデス症 ・重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。) ・腎症候性出血熱 ・炭疽 ・デング熱 ・鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9を除く。) ・日本紅斑熱 ・Bウイルス病 ・ベネズエラウマ脳炎 ・ボツリヌス症 ・ライム病 ・類鼻疽 ・ロッキー山紅斑熱	・ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。) ・エキノコックス症 ・オムスク出血熱 ・Q熱 ・サル痘 ・西部ウマ脳炎 ・チクングニア熱 ・東部ウマ脳炎 ・ニパウイルス感染症 ・ハンタウイルス肺炎候群 ・ブルセラ症 ・発しんチフス ・野兎病 ・リフトバレー熱 ・レプトスピラ症		五類 ・全数把握疾病 <b>(22疾病)</b>	・アメーバ赤痢 ・カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 ・急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎およびリフトバレー熱を除く。) ・クリプトスポリジウム症 ・後天性免疫不全症候群 ・侵襲性髄膜炎菌感染症 ・水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。) ・梅毒 ・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・風しん ・薬剤耐性アシネトバクター感染症	・ウイルス性肝炎(E型肝炎およびA型肝炎を除く。) ・劇型溶血性レンサ球菌感染症 ・侵襲性インフルエンザ菌感染症 ・先天性風しん症候群 ・破傷風 ・バンコマイシン耐性腸球菌感染症 ・麻しん		五類 ・定点把握疾病 <b>(25疾病)</b>	・インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。) ・咽頭結膜熱 ・水痘 ・突発性発しん ・流行性耳下腺炎 ・性器クラミジア感染症 ・淋菌感染症 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌, 髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	・RSウイルス感染症 ・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ・伝染性紅斑 ・ヘルパンギーナ ・急性出血性結膜炎 ・流行性角結膜炎 ・性器ヘルペスウイルス感染症 ・尖圭コンジローマ ・無菌性髄膜炎 ・無菌性髄膜炎 ・髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。) ・マイコプラズマ肺炎 ・薬剤耐性緑膿菌感染症		<p>別表2 感染症等報告の対象疾病</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">感染症の類型および疾病名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一類 (7疾病)</td> <td>・エボラ出血熱 ・南米出血熱 ・ラッサ熱</td> <td>・クリミア・コンゴ出血熱 ・ペスト</td> <td>・痘そう ・マールブルグ病</td> </tr> <tr> <td>二類 (7疾病)</td> <td>・急性灰白髄炎 ・重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) ・中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) ・鳥インフルエンザ(H5N1)</td> <td>・結核 ・鳥インフルエンザ(H7N9)</td> <td>・ジフテリア</td> </tr> <tr> <td>三類 (5疾病)</td> <td>・コレラ ・腸チフス</td> <td>・細菌性赤痢 ・バラチフス</td> <td>・腸管出血性大腸菌感染症</td> </tr> <tr> <td>四類 (44疾病)</td> <td>・E型肝炎 ・A型肝炎 ・オウム病 ・キャサスル森林病 ・コクシジオイデス症 ・重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。) ・腎症候性出血熱 ・炭疽 ・デング熱 ・鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9を除く。) ・日本紅斑熱 ・Bウイルス病 ・ベネズエラウマ脳炎 ・ボツリヌス症 ・ライム病 ・類鼻疽 ・ロッキー山紅斑熱</td> <td>・ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。) ・エキノコックス症 ・オムスク出血熱 ・Q熱 ・サル痘 ・西部ウマ脳炎 ・チクングニア熱 ・東部ウマ脳炎 ・ニパウイルス感染症 ・ハンタウイルス肺炎候群 ・ブルセラ症 ・発しんチフス ・野兎病 ・リフトバレー熱 ・レプトスピラ症</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五類 ・全数把握疾病 <b>(24疾病)</b> <b>(注1)急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)</b> <b>(注1)急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)</b> <b>は平成30年5月1日から報告の対象とする。</b></td> <td>・アメーバ赤痢 ・カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 ・急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎およびリフトバレー熱を除く。) ・クリプトスポリジウム症 ・後天性免疫不全症候群 ・侵襲性髄膜炎菌感染症 ・水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。) ・梅毒 ・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・風しん ・薬剤耐性アシネトバクター感染症</td> <td>・ウイルス性肝炎(E型肝炎およびA型肝炎を除く。) ・劇型溶血性レンサ球菌感染症 ・侵襲性インフルエンザ菌感染症 ・先天性風しん症候群 ・破傷風 ・バンコマイシン耐性腸球菌感染症 ・麻しん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五類 ・定点把握疾病 <b>(24疾病)</b></td> <td>・インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。) ・咽頭結膜熱 ・水痘 ・突発性発しん ・流行性耳下腺炎 ・性器クラミジア感染症 ・淋菌感染症 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌, 髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症</td> <td>・RSウイルス感染症 ・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ・伝染性紅斑 ・ヘルパンギーナ ・急性出血性結膜炎 ・流行性角結膜炎 ・性器ヘルペスウイルス感染症 ・尖圭コンジローマ ・無菌性髄膜炎 ・髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。) ・マイコプラズマ肺炎 ・薬剤耐性緑膿菌感染症</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	感染症の類型および疾病名				一類 (7疾病)	・エボラ出血熱 ・南米出血熱 ・ラッサ熱	・クリミア・コンゴ出血熱 ・ペスト	・痘そう ・マールブルグ病	二類 (7疾病)	・急性灰白髄炎 ・重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) ・中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) ・鳥インフルエンザ(H5N1)	・結核 ・鳥インフルエンザ(H7N9)	・ジフテリア	三類 (5疾病)	・コレラ ・腸チフス	・細菌性赤痢 ・バラチフス	・腸管出血性大腸菌感染症	四類 (44疾病)	・E型肝炎 ・A型肝炎 ・オウム病 ・キャサスル森林病 ・コクシジオイデス症 ・重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。) ・腎症候性出血熱 ・炭疽 ・デング熱 ・鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9を除く。) ・日本紅斑熱 ・Bウイルス病 ・ベネズエラウマ脳炎 ・ボツリヌス症 ・ライム病 ・類鼻疽 ・ロッキー山紅斑熱	・ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。) ・エキノコックス症 ・オムスク出血熱 ・Q熱 ・サル痘 ・西部ウマ脳炎 ・チクングニア熱 ・東部ウマ脳炎 ・ニパウイルス感染症 ・ハンタウイルス肺炎候群 ・ブルセラ症 ・発しんチフス ・野兎病 ・リフトバレー熱 ・レプトスピラ症		五類 ・全数把握疾病 <b>(24疾病)</b> <b>(注1)急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)</b> <b>(注1)急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)</b> <b>は平成30年5月1日から報告の対象とする。</b>	・アメーバ赤痢 ・カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 ・急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎およびリフトバレー熱を除く。) ・クリプトスポリジウム症 ・後天性免疫不全症候群 ・侵襲性髄膜炎菌感染症 ・水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。) ・梅毒 ・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・風しん ・薬剤耐性アシネトバクター感染症	・ウイルス性肝炎(E型肝炎およびA型肝炎を除く。) ・劇型溶血性レンサ球菌感染症 ・侵襲性インフルエンザ菌感染症 ・先天性風しん症候群 ・破傷風 ・バンコマイシン耐性腸球菌感染症 ・麻しん		五類 ・定点把握疾病 <b>(24疾病)</b>	・インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。) ・咽頭結膜熱 ・水痘 ・突発性発しん ・流行性耳下腺炎 ・性器クラミジア感染症 ・淋菌感染症 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌, 髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	・RSウイルス感染症 ・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ・伝染性紅斑 ・ヘルパンギーナ ・急性出血性結膜炎 ・流行性角結膜炎 ・性器ヘルペスウイルス感染症 ・尖圭コンジローマ ・無菌性髄膜炎 ・髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。) ・マイコプラズマ肺炎 ・薬剤耐性緑膿菌感染症		
感染症の類型および疾病名																																																										
一類 (7疾病)	・エボラ出血熱 ・南米出血熱 ・ラッサ熱	・クリミア・コンゴ出血熱 ・ペスト	・痘そう ・マールブルグ病																																																							
二類 (7疾病)	・急性灰白髄炎 ・重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) ・中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) ・鳥インフルエンザ(H5N1)	・結核 ・鳥インフルエンザ(H7N9)	・ジフテリア																																																							
三類 (5疾病)	・コレラ ・腸チフス	・細菌性赤痢 ・バラチフス	・腸管出血性大腸菌感染症																																																							
四類 (44疾病)	・E型肝炎 ・A型肝炎 ・オウム病 ・キャサスル森林病 ・コクシジオイデス症 ・重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。) ・腎症候性出血熱 ・炭疽 ・デング熱 ・鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9を除く。) ・日本紅斑熱 ・Bウイルス病 ・ベネズエラウマ脳炎 ・ボツリヌス症 ・ライム病 ・類鼻疽 ・ロッキー山紅斑熱	・ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。) ・エキノコックス症 ・オムスク出血熱 ・Q熱 ・サル痘 ・西部ウマ脳炎 ・チクングニア熱 ・東部ウマ脳炎 ・ニパウイルス感染症 ・ハンタウイルス肺炎候群 ・ブルセラ症 ・発しんチフス ・野兎病 ・リフトバレー熱 ・レプトスピラ症																																																								
五類 ・全数把握疾病 <b>(22疾病)</b>	・アメーバ赤痢 ・カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 ・急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎およびリフトバレー熱を除く。) ・クリプトスポリジウム症 ・後天性免疫不全症候群 ・侵襲性髄膜炎菌感染症 ・水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。) ・梅毒 ・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・風しん ・薬剤耐性アシネトバクター感染症	・ウイルス性肝炎(E型肝炎およびA型肝炎を除く。) ・劇型溶血性レンサ球菌感染症 ・侵襲性インフルエンザ菌感染症 ・先天性風しん症候群 ・破傷風 ・バンコマイシン耐性腸球菌感染症 ・麻しん																																																								
五類 ・定点把握疾病 <b>(25疾病)</b>	・インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。) ・咽頭結膜熱 ・水痘 ・突発性発しん ・流行性耳下腺炎 ・性器クラミジア感染症 ・淋菌感染症 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌, 髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	・RSウイルス感染症 ・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ・伝染性紅斑 ・ヘルパンギーナ ・急性出血性結膜炎 ・流行性角結膜炎 ・性器ヘルペスウイルス感染症 ・尖圭コンジローマ ・無菌性髄膜炎 ・無菌性髄膜炎 ・髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。) ・マイコプラズマ肺炎 ・薬剤耐性緑膿菌感染症																																																								
感染症の類型および疾病名																																																										
一類 (7疾病)	・エボラ出血熱 ・南米出血熱 ・ラッサ熱	・クリミア・コンゴ出血熱 ・ペスト	・痘そう ・マールブルグ病																																																							
二類 (7疾病)	・急性灰白髄炎 ・重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) ・中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) ・鳥インフルエンザ(H5N1)	・結核 ・鳥インフルエンザ(H7N9)	・ジフテリア																																																							
三類 (5疾病)	・コレラ ・腸チフス	・細菌性赤痢 ・バラチフス	・腸管出血性大腸菌感染症																																																							
四類 (44疾病)	・E型肝炎 ・A型肝炎 ・オウム病 ・キャサスル森林病 ・コクシジオイデス症 ・重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。) ・腎症候性出血熱 ・炭疽 ・デング熱 ・鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9を除く。) ・日本紅斑熱 ・Bウイルス病 ・ベネズエラウマ脳炎 ・ボツリヌス症 ・ライム病 ・類鼻疽 ・ロッキー山紅斑熱	・ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。) ・エキノコックス症 ・オムスク出血熱 ・Q熱 ・サル痘 ・西部ウマ脳炎 ・チクングニア熱 ・東部ウマ脳炎 ・ニパウイルス感染症 ・ハンタウイルス肺炎候群 ・ブルセラ症 ・発しんチフス ・野兎病 ・リフトバレー熱 ・レプトスピラ症																																																								
五類 ・全数把握疾病 <b>(24疾病)</b> <b>(注1)急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)</b> <b>(注1)急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)</b> <b>は平成30年5月1日から報告の対象とする。</b>	・アメーバ赤痢 ・カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 ・急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎およびリフトバレー熱を除く。) ・クリプトスポリジウム症 ・後天性免疫不全症候群 ・侵襲性髄膜炎菌感染症 ・水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。) ・梅毒 ・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・風しん ・薬剤耐性アシネトバクター感染症	・ウイルス性肝炎(E型肝炎およびA型肝炎を除く。) ・劇型溶血性レンサ球菌感染症 ・侵襲性インフルエンザ菌感染症 ・先天性風しん症候群 ・破傷風 ・バンコマイシン耐性腸球菌感染症 ・麻しん																																																								
五類 ・定点把握疾病 <b>(24疾病)</b>	・インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。) ・咽頭結膜熱 ・水痘 ・突発性発しん ・流行性耳下腺炎 ・性器クラミジア感染症 ・淋菌感染症 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌, 髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	・RSウイルス感染症 ・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ・伝染性紅斑 ・ヘルパンギーナ ・急性出血性結膜炎 ・流行性角結膜炎 ・性器ヘルペスウイルス感染症 ・尖圭コンジローマ ・無菌性髄膜炎 ・髄膜炎菌, 肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。) ・マイコプラズマ肺炎 ・薬剤耐性緑膿菌感染症																																																								